

無線設備規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○ 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章</p> <p>第一節～第二節の六（略）</p> <p>第二節の七 <u>超短波放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）の無線設備（第三十七条の二十七の七・第三十七条の二十七の八）</u></p> <p>第二節の八 <u>標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）の無線設備（第三十七条の二十七の九―第三十七条の二十七の十二）</u></p> <p>第二節の八の二 <u>移動受信用地上基幹放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の二十七の十一の二・第三十七条の二十七の十一の三）</u></p> <p>第二節の九～第九節（略）</p> <p>第五章（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>第一条～第三十七条の二十七の六（略）</p> <p>第二節の七 <u>超短波放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）の無線設備</u></p> <p>（適用の範囲）</p> <p>第三十七条の二十七の七 この節の規定は、超短波放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）のマイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備、データ信号送出装置</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章</p> <p>第一節～第二節の六（略）</p> <p>第二節の七 <u>超短波放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の二十七の七・第三十七条の二十七の八）</u></p> <p>第二節の八 <u>標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の二十七の九―第三十七条の二十七の十二）</u></p> <p>第二節の八の二 <u>マルチメディア放送（移動受信用地上基幹放送に限る。）を行う地上基幹放送局の無線設備（第三十七条の二十七の十一の二・第三十七条の二十七の十一の三）</u></p> <p>第二節の九～第九節（略）</p> <p>第五章（略）</p> <p>附則（略）</p> <p>第一条～第三十七条の二十七の六（略）</p> <p>第二節の七 <u>超短波放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局の無線設備</u></p> <p>（適用の範囲）</p> <p>第三十七条の二十七の七 この節の規定は、超短波放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局のマイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を</p>

から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備及び関連情報送出装置（関連情報（デジタル放送の標準方式第三条第一項に規定する関連情報をいう。）を送出する装置をいう。以下第三十七条の二十七の九、第三十七条の二十七の十一の二、第三十七条の二十七の十二、第三十七条の二十七の十五及び第三十七条の二十七の十八において同じ。）から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

第三十七条の二十七の八（略）

第二節の八 標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。）の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の二十七の九 この節の規定は、標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局（移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。以下この節において同じ。）のテレビジョン・カメラの出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の映像送信設備、マイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備及び関連情報送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

第三十七条の二十七の十・第三十七条の二十七の十一（略）

第二節の八の二 移動受信用地上基幹放送を行う地上基幹放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の二十七の十一の二 この節の規定は、移動受信用地上基幹放送

除く。）の無線設備及び関連情報送出装置（関連情報（デジタル放送の標準方式第三条第一項に規定する関連情報をいう。）を送出する装置をいう。以下第三十七条の二十七の九、第三十七条の二十七の十一の二、第三十七条の二十七の十二、第三十七条の二十七の十五及び第三十七条の二十七の十八において同じ。）から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

第三十七条の二十七の八（略）

第二節の八 標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の二十七の九 この節の規定は、標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局のテレビジョン・カメラの出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の映像送信設備、マイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備及び関連情報送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

第三十七条の二十七の十・第三十七条の二十七の十一（略）

第二節の八の二 マルチメディア放送（移動受信用地上基幹放送に限る。）を行う地上基幹放送局の無線設備

（適用の範囲）

第三十七条の二十七の十一の二 この節の規定は、マルチメディア放送（移

を行う地上基幹放送局の撮像装置又は録画再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の映像送信設備、マイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備及び関連情報送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（許容偏差等）

第三十七条の二十七の十一の三 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

- 一 地上基幹放送局のうちデジタル放送の標準方式第四章第一節に定める放送を行うもの場合は、別図第四号の八の五に示す許容範囲内にあること。
- 二 地上基幹放送局のうちデジタル放送の標準方式第四章第二節に定める放送を行うもの場合は、別図第四号の八の八の二に示す許容範囲内にあること。
- 三 地上基幹放送局のうちデジタル放送の標準方式第四章第三節に定める放送を行うもの場合は、別図第四号の八の八の三に示す許容範囲内にあること。

第三十七条の二十七の十二〜第三十七条の二十七の十八 （略）

第三十七条の二十七の十九 水平同期信号及び垂直同期信号の波形の許容範囲は、別図第四号の八の六に示すところによるものとする。

2 （略）

3 搬送波を変調する信号は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

- 一 衛星基幹放送局のうちデジタル放送の標準方式第六章第二節に定める放送を行うもの（以下「狭帯域衛星基幹放送局」という。）の場合は、搬送波を変調する信号の伝送速度は、デジタル放送の標準方式第七十条第二項に規定する値から（±）百万分の二十を超える偏差を生じないこと。

動受信地上基幹放送に限る。以下別表第一号から第三号までにおいて同じ。）を行う地上基幹放送局の撮像装置又は録画再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の映像送信設備、マイクロホン増幅器又は録音再生装置の出力端子から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の音声送信設備、データ信号送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備及び関連情報送出装置から送信空中線までの範囲（中継線及び連絡線を除く。）の無線設備に適用があるものとする。

（許容偏差等）

第三十七条の二十七の十一の三 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

- 一 地上基幹放送局のうちデジタル放送の標準方式第四章第一節に規定する放送を行うもの場合は、別図第四号の八の八の二に示す許容範囲内にあること。
- 二 地上基幹放送局のうちデジタル放送の標準方式第四章第二節に規定する放送を行うもの場合は、別図第四号の八の八の三に示す許容範囲内にあること。

第三十七条の二十七の十二〜第三十七条の二十七の十八 （略）

第三十七条の二十七の十九 水平同期信号及び垂直同期信号の波形の許容範囲は、別図第四号の八の六に示すところによるものとする。

2 （略）

3 搬送波を変調する信号は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

- 一 衛星基幹放送局のうちデジタル放送の標準方式第六章第二節に規定する放送を行うもの（以下「狭帯域衛星基幹放送局」という。）の場合は、搬送波を変調する信号の伝送速度は、デジタル放送の標準方式第七十条第二項に規定する値から（±）百万分の二十を超える偏差を生じないこ

一 衛星基幹放送局のうちデジタル放送の標準方式第六章第三節に定める放送を行うもの(以下「広帯域衛星基幹放送局」という。)の場合は、搬送波を変調する信号の通信速度は、デジタル放送の標準方式第五十二条第三項に規定する値から(±)百万分の二十を超える偏差を生じないこと。

二 衛星基幹放送局のうちデジタル放送の標準方式第六章第四節に定める放送を行うもの(以下「高度狭帯域衛星基幹放送局」という。)の場合は、搬送波を変調する信号の伝送速度は、デジタル放送の標準方式第七十九条第二項に規定する値から(±)百万分の二十を超える偏差を生じないこと。

四 衛星基幹放送局のうちデジタル放送の標準方式第六章第五節に定める放送を行うもの(以下この条、第三十七条の二十七の二十及び別表第二号において「高度広帯域衛星基幹放送局」という。)の場合は、搬送波を変調する信号の伝送速度は、デジタル放送の標準方式第五十九条第三項に規定する値から(±)百万分の二十を超える偏差を生じないこと。

4・5 (略)

第三十七条の二十七の二十～第六十六条 (略)

別表第一号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz 又はkHzを付したものを除き百万分率)
(略)	(略)	(略)
5 29.7MHzを超え100MHz以下	1・2 (略) 3 地上基幹放送局 (1) 移動受信用地上基幹放送を行う放送局 (注21、51) (2) その他の地上基幹放送局	1 Hz 20

と。

一 衛星基幹放送局のうちデジタル放送の標準方式第六章第三節に規定する放送を行うもの(以下「広帯域衛星基幹放送局」という。)の場合は、搬送波を変調する信号の通信速度は、デジタル放送の標準方式第五十二条第三項に規定する値から(±)百万分の二十を超える偏差を生じないこと。

二 衛星基幹放送局のうちデジタル放送の標準方式第六章第四節に規定する放送を行うもの(以下「高度狭帯域衛星基幹放送局」という。)の場合は、搬送波を変調する信号の伝送速度は、デジタル放送の標準方式第七十九条第二項に規定する値から(±)百万分の二十を超える偏差を生じないこと。

四 衛星基幹放送局のうちデジタル放送の標準方式第六章第五節に規定する放送を行うもの(以下この条、第三十七条の二十七の二十及び別表第二号において「高度広帯域衛星基幹放送局」という。)の場合は、搬送波を変調する信号の伝送速度は、デジタル放送の標準方式第五十九条第三項に規定する値から(±)百万分の二十を超える偏差を生じないこと。

4・5 (略)

第三十七条の二十七の二十～第六十六条 (略)

別表第一号(第5条関係)

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差 (Hz 又はkHzを付したものを除き百万分率)
(略)	(略)	(略)
5 29.7MHzを超え100MHz以下	1・2 (略) 3 地上基幹放送局	20

	4～7 (略)	(略)
6 100MHzを超え470MHz以下	1～4 (略) 5 地上基幹放送局(注21、51) (1) 超短波放送のうちデジタル放送又は移動受信用地上基幹放送を行う地上基幹放送局 (2) その他の地上基幹放送局 6～10 (略)	1 Hz 500Hz (略)
(略)	(略)	(略)

注1～20 (略)

21 次に掲げる地上基幹放送局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。ただし、(3)、(5)及び(6)に掲げるものであつて総務大臣が別に告示する地上基幹放送局の送信設備については、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものとする。

- (1) 超短波放送のうちデジタル放送(デジタル放送の標準方式第2章に定めるものに限る。)であつて、電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの 500Hz
- (2) デジタル放送の標準方式第3章に定める放送を行う地上基幹放送局((3)に規定するものを除く。)であつて、電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの 500Hz
- (3) デジタル放送の標準方式第3章に定める放送を行う地上基幹放送局であつて、他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うもの
ア 空中線電力が0.5Wを超えるもの 3kHz
イ 空中線電力が0.5W以下のもの 10kHz
- (4) デジタル放送の標準方式第4章第1節又は第2節に定める放送を行う地上基幹放送局((6)アに規定するものを除く。)であつて、電

	4～7 (略)	(略)
6 100MHzを超え470MHz以下	1～4 (略) 5 地上基幹放送局(注21、51) (1) 超短波放送のうちデジタル放送又はマルチメディア放送を行う地上基幹放送局 (2) その他の地上基幹放送局 6～10 (略)	1 Hz 500Hz (略)
(略)	(略)	(略)

注1～20 (略)

21 次に掲げる地上基幹放送局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。ただし、(3)、(5)及び(6)に掲げるものであつて総務大臣が別に告示する地上基幹放送局の送信設備については、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものとする。

- (1) 超短波放送のうちデジタル放送であつて、電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの 500Hz
- (2) テレビジョン放送を行う地上基幹放送局((3)に規定するものを除く。)であつて、電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの 500Hz
- (3) テレビジョン放送を行う地上基幹放送局であつて、他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うもの
ア 空中線電力が0.5Wを超えるもの 3kHz
イ 空中線電力が0.5W以下のもの 10kHz
- (4) マルチメディア放送のうちデジタル放送の標準方式第4章第1節に規定する放送を行う地上基幹放送局((6)アに規定するものを除く

波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの 500Hz

- (5) デジタル放送の標準方式第4章第3節に定める放送を行う地上基幹放送局 ((6)イに規定するものを除く。)

$$B \times 10^3 / N_{\text{FFT}} \text{ Hz}$$

Bはデジタル放送の標準方式第35条第1項に示す周波数帯幅 (単位MHz)、 N_{FFT} は同令別表第十九号の十五別記に示す共通サブキャリア総数とする。以下この注において同じ。

- (6) デジタル放送の標準方式第4章に定める放送を行う地上基幹放送局であつて、他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うもの

ア デジタル放送の標準方式第4章第1節又は第2節に定める放送を行う地上基幹放送局

(ア) 空中線電力が0.5Wを超えるもの 3 kHz

(イ) 空中線電力が0.5W以下のもの 10kHz

イ デジタル放送の標準方式第4章第3節に定める放送を行う地上基幹放送局

$$B \times 10^4 / N_{\text{FFT}} \text{ Hz}$$

22~48 (略)

- 49 単一周波数ネットワーク (同一の放送対象地域において、他の地上基幹放送局(デジタル放送の標準方式第3章に定める放送を行うものに限る。)と近接する地上基幹放送局 (同章に定める放送を行うものに限る。)) が、当該他の地上基幹放送局と同一の放送番組を同一周波数の電波で送信する場合における地上基幹放送局の集まりをいう。)を構成する2以上の地上基幹放送局にあつては、この表の7の項中4(1)並びに注21ただし書及び(3)の規定によるほか、当該2以上の地上基幹放送局間の周波数の相対的な偏差の値は10Hz以内とする。

50 (略)

- 51 単一周波数ネットワーク (同一の放送対象地域において、他の地上基幹放送局 (デジタル放送の標準方式第4章第1節又は第2節に定める放送を行うものに限る。)と近接する地上基幹放送局 (同章第1節又は第2節に定める放送を行うものに限る。)) が、当該他の地上基幹放送局と

)であつて、電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの 500Hz

- (5) マルチメディア放送のうちデジタル放送の標準方式第4章第2節に規定する放送を行う地上基幹放送局 ((6)イに規定するものを除く。)

$$B \times 10^3 / N_{\text{FFT}} \text{ Hz}$$

Bはデジタル放送の標準方式第35条第1項に示す周波数帯幅 (単位MHz)、 N_{FFT} は同令別表第十九号の十五別記に示す共通サブキャリア総数とする。以下この注において同じ。

- (6) マルチメディア放送を行う地上基幹放送局であつて、他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うもの

ア デジタル放送の標準方式第4章第1節に規定する放送を行う地上基幹放送局

(ア) 空中線電力が0.5Wを超えるもの 3 kHz

(イ) 空中線電力が0.5W以下のもの 10kHz

イ デジタル放送の標準方式第4章第2節に規定する放送を行う地上基幹放送局

$$B \times 10^4 / N_{\text{FFT}} \text{ Hz}$$

22~48 (略)

- 49 単一周波数ネットワーク (同一の放送対象地域において、他の地上基幹放送局(テレビジョン放送を行うものに限る。)と近接する地上基幹放送局 (テレビジョン放送を行うものに限る。)) が、当該他の地上基幹放送局と同一の放送番組を同一周波数の電波で送信する場合における地上基幹放送局の集まりをいう。)を構成する2以上の地上基幹放送局にあつては、この表の7の項中4(1)並びに注21ただし書及び(3)の規定によるほか、当該2以上の地上基幹放送局間の周波数の相対的な偏差の値は10Hz以内とする。

50 (略)

- 51 単一周波数ネットワーク (同一の放送対象地域において、他の地上基幹放送局 (デジタル放送の標準方式第4章第1節に規定する放送を行うものに限る。)と近接する地上基幹放送局 (デジタル放送の標準方式第4章第1節に規定する放送を行うものに限る。)) が、当該他の地上基幹

同一の放送番組を同一周波数の電波で送信する場合における地上基幹放送局の集まりをいう。)を構成する2以上の地上基幹放送局にあつては、この表の5の項3(1)及び6の項5(1)並びに注21ただし書の規定によるほか、当該2以上の地上基幹放送局間の周波数の相対的な偏差の値は10Hz以内とする。

52～54 (略)

別表第二号(第6条関係)

第1～31 (略)

第32 X7W電波を使用する超短波放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局(デジタル放送の標準方式第2章に定める放送を行うものに限る。)の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、 $(6,000/14 \times n + 38.48)$ kHzを小数点以下切り上げた値とする。ただし、nはデジタル放送の標準方式第11条第3項のOFDMフレームに含まれるOFDMセグメントの数とする。

第33～54 (略)

第55 X7W電波を使用する移動受信用地上基幹放送を行う地上基幹放送局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1 デジタル放送の標準方式第4章第1節又は第2節に定める放送を行うもの

$6,000/14 \times n + 38.48$ kHzの小数点以下を切り上げた値

ただし、nはデジタル放送の標準方式第4章第1節に定める放送を行うものにあつてはデジタル放送の標準方式第24条の7において準用するデジタル放送の標準方式第11条第3項のOFDMフレーム、同章第2節に定める放送を行うものにあつてはデジタル放送の標準方式第28条第2項のOFDMフレームに含まれるOFDMセグメントの数とする。

2 デジタル放送の標準方式第4章第3節に定める放送を行うもの
デジタル放送の標準方式第35条第1項の周波数帯幅

第56～64 (略)

別表第三号(第7条関係)

1～4 (略)

放送局と同一の放送番組を同一周波数の電波で送信する場合における地上基幹放送局の集まりをいう。)を構成する2以上の地上基幹放送局にあつては、この表の6の項中5(1)並びに注21ただし書及び(7)アの規定によるほか、当該2以上の地上基幹放送局間の周波数の相対的な偏差の値は10Hz以内とする。

52～54 (略)

別表第二号(第6条関係)

第1～31 (略)

第32 X7W電波を使用する超短波放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、 $(6,000/14 \times n + 38.48)$ kHzを小数点以下切り上げた値とする。ただし、nはデジタル放送の標準方式第11条第3項のOFDMフレームに含まれるOFDMセグメントの数とする。

第33～54 (略)

第55 X7W電波を使用するマルチメディア放送を行う地上基幹放送局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

1 デジタル放送の標準方式第4章第1節に規定する放送を行うもの
 $6,000/14 \times n + 38.48$ kHzの小数点以下を切り上げた値

ただし、nはデジタル放送の標準方式第28条第2項のOFDMフレームに含まれるOFDMセグメントの数とする。

2 デジタル放送の標準方式第4章第2節に規定する放送を行うもの
デジタル放送の標準方式第35条第1項の周波数帯幅

第56～64 (略)

別表第三号(第7条関係)

1～4 (略)

5 地上基幹放送局等の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 超短波放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局の送信設備(移動受信用地上基幹放送を行うものを除く。)及びデジタル放送の標準方式第4章第1節に定める放送を行う地上基幹放送局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(略表)

(5) デジタル放送の標準方式第4章第2節及び第3節に定める放送を行う地上基幹放送局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(略表)

(6) デジタル放送の標準方式第3章に定める放送を行う地上基幹放送局及び470MHzを超え710MHz以下の周波数の電波を使用して放送番組中継を行う固定局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。ただし、空中線電力が8kWを超える送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値については、別図第4号の8の8に規定する値を準用する。

(7) (略)

6～57 (略)

別表第四号・別表第五号 (略)

別図第一号～別図第四号の八の四 (略)

別図第四号の八の五 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲(第37条の27の8第1項及び第37条の27の11の3第1号関係)

5 地上基幹放送局等の送信設備のスプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、次のとおりとする。

(1)～(3) (略)

(4) 超短波放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(略表)

(5) マルチメディア放送を行う地上基幹放送局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

(略表)

注 マルチメディア放送を行う放送局を除き、空中線電力は、映像送信設備の尖頭電力の値とする。

(6) 標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局及び470MHzを超え710MHz以下の周波数の電波を使用して放送番組中継を行う固定局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2(1)に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。ただし、空中線電力が8kWを超える送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値については、別図第4号の8の8に規定する値を準用する。

(7) (略)

6～57 (略)

別表第四号・別表第五号 (略)

別図第一号～別図第四号の八の四 (略)

別図第四号の八の五 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲(第37条の27の8第1項関係)

(略)	(略)
別図第四号の八の六～別図第四号の八の八 (略)	別図第四号の八の六～別図第四号の八の八 (略)
別図第四号の八の八の二 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲 (<u>第37条の27の11の3第2号関係</u>)	別図第四号の八の八の二 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲 (<u>第37条の27の11の3第1号関係</u>)
(略)	(略)
別図第四号の八の八の三 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲 (<u>第37条の27の11の3第3号関係</u>)	別図第四号の八の八の三 搬送波の変調波スペクトルの許容範囲 (<u>第37条の27の11の3第2号関係</u>)
(略)	(略)